

○内閣府、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、法務省、  
号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、並びに重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）第四条第一項及び第五条の規定に基づき、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

法務大臣 平口 洋

財務大臣 片山さつき

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令（令和八年内閣府、総務省、法務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定重要電子計算機の届出)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 特別社会基盤事業者が経済安全保障推進法第五十条第一項の規定による指定を受けた日から二月以内に導入した特定重要電子計算機（当該指定に係る特定社会基盤事業（同項に規定する特定社会基盤事業をいう。第四条第二項第一号において同じ。）の用に供される特定重要設備に係るものに限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「当該特定重要電子計算機を導入した日から四月以内」とあるのは、「<u>経済安全保障推進法第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月以内</u>」とする。ただし、当該特別社会基盤事業者が<u>経済安全保障推進法第五十二条第一項各号のいずれかに掲げる事由により経済安全保障推進法第五十条第一項の主務省令で定める基準に該当することとなった者である場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 「略」</p> <p>4 特定重要設備又は構成設備（<u>経済安全保障推進法第五十二条第二項第一号ハの主務省令で定める設備、機器、装置又はプログラムをいう。以下この項及び次条第三項において同じ。</u>）である特定重要電子計算機に係る第一項の届出書については、<u>経済安全保障推進法第五十二条第一項又は第十一項の規定による当該特定重要設備の導入の届出を行っている場合（当該特定重要設備又は当該構成設備の名称が当該特定重要電子計算機の製品名（クラウド・コンピューティング・サービス（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十三条第一項に規定するクラウド・コンピューティング・サービスをいう。以下この項において同じ。）の使用に</u></p>	<p>(特定重要電子計算機の届出)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 特別社会基盤事業者が経済安全保障推進法第五十条第一項の規定による指定を受けた日から二月以内に導入した特定重要電子計算機（当該指定に係る特定社会基盤事業（同項に規定する特定社会基盤事業をいう。第四条第二項第一号において同じ。）の用に供される特定重要設備に係るものに限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「当該特定重要電子計算機を導入した日から四月以内」とあるのは、「<u>経済安全保障推進法第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月以内</u>」とする。</p> <p>3 「同上」</p> <p>4 特定重要設備又は構成設備（<u>特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて、経済安全保障推進法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものをいう。以下この項及び次条第三項において同じ。</u>）である特定重要電子計算機に係る第一項の届出書については、<u>経済安全保障推進法第五十二条第一項又は第十一項の規定による当該特定重要設備の導入の届出を行っている場合（当該特定重要設備又は当該構成設備の名称が当該特定重要電子計算機の製品名（クラウド・コンピューティング・サービス（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十三条第一項に規定する</u></p>

係る特定重要電子計算機にあつては、当該クラウド・コンピューティング・サービスの名称。次項第四号及び次条第三項において同じ。）と同一であり、かつ、当該特定重要設備又は当該構成設備の供給者の名称又は氏名が当該特定重要電子計算機の製造者名（クラウド・コンピューティング・サービスの使用に係る特定重要電子計算機にあつては、当該クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者名。次項第五号において同じ。）と同一である場合に限る。）には、当該届出に係る経済安全保障推進法第五十二条第一項に規定する導入等計画書（経済安全保障推進法の規定による変更をしたときは、その変更後のもの）又は同条第十一項に規定する緊急導入等届出書（経済安全保障推進法の規定による変更をしたときは、その変更後のもの）及び特別社会基盤事業者の連絡先を記載した書面の提出をもって、当該特定重要電子計算機に係る第一項の規定による届出書の提出に代えることができる。

5 「略」

（特定侵害事象等の報告）

第四条 「略」

2 法第五条の規定による報告は、特定侵害事象又は前項の事象（次に掲げる事象を除く。以下この条において「特定侵害事象等」という。）の発生を認知した後、速やかに、特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣に次項に掲げる事項（同項第三号から第七号までに掲げる事項については、報告をしようとする時点において認知しているものに限る。）を記載した報告書（特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が定める様式による報告書をいう。以下この項において同じ。

クラウド・コンピューティング・サービスをいう。以下この項において同じ。）の使用に係る特定重要電子計算機にあつては、当該クラウド・コンピューティング・サービスの名称。次項第四号及び次条第三項において同じ。）と同一であり、かつ、当該特定重要設備又は当該構成設備の供給者の名称又は氏名が当該特定重要電子計算機の製造者名（クラウド・コンピューティング・サービスの使用に係る特定重要電子計算機にあつては、当該クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者名。次項第五号において同じ。）と同一である場合に限る。）には、当該届出に係る経済安全保障推進法第五十二条第一項に規定する導入等計画書（経済安全保障推進法の規定による変更をしたときは、その変更後のもの）又は同条第十一項に規定する緊急導入等届出書（経済安全保障推進法の規定による変更をしたときは、その変更後のもの）及び特別社会基盤事業者の連絡先を記載した書面の提出をもって、当該特定重要電子計算機に係る第一項の規定による届出書の提出に代えることができる。

5 「同上」

（特定侵害事象等の報告）

第四条 「同上」

2 法第五条の規定による報告は、特定侵害事象又は前項の事象（次に掲げる事象を除く。以下この条において「特定侵害事象等」という。）の発生を認知した後、速やかに、特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣に次項に掲げる事項（同項第三号から第七号までに掲げる事項については、報告をしようとする時点において認知しているものに限る。）を記載した報告書（特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が定める様式による報告書をいう。以下この項において同じ。

) を提出するとともに、当該特定侵害事象等の発生を認知した日から三十日以内に、特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣に次項に掲げる事項を記載した報告書を提出して行うものとする。

- 一 特別社会基盤事業者（経済安全保障推進法第五十二条第一項各号のいずれかに掲げる事由により経済安全保障推進法第五十条第一項の主務官令で定める基準に該当することとなった者を除く。）が同項の規定による指定を受けた日から六月以内に発生した事象（当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される特定重要設備に係る特定重要電子計算機において発生した事象に限る。）

〔二・三 略〕

3 〔略〕

) を提出するとともに、当該特定侵害事象等の発生を認知した日から三十日以内に、特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣に次項に掲げる事項を記載した報告書を提出して行うものとする。

- 一 特別社会基盤事業者が経済安全保障推進法第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月以内に発生した事象（当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される特定重要設備に係る特定重要電子計算機において発生した事象に限る。）

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この命令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この命令の施行の日前に経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の指定を受けた者に対するこの命令による改正後の第二条第二項の規定の適用については、同項中「する。ただし、当該特別社会基盤事業者が経済安全保障推進法第五十二条第一項各号のいずれかに掲げる事由により経済安全保障推進法第五十条第一項の主務省令で定める基準に該当することとなつた者である場合は、この限りでない」とあるのは、「する」とする。
- 3 この命令の施行の日前に経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の指定を受けた者に対するこの命令による改正後の第四条第二項第一号の規定の適用については、同号中「特別社会基盤事業者（経済安全保障推進法第五十二条第一項各号のいずれかに掲げる事由に

より経済安全保障推進法第五十条第一項の主務省令で定める基準に該当することとなつた者を除く。) が  
同項」とあるのは、「特別社会基盤事業者が経済安全保障推進法第五十条第一項」とする。